

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う
政令・省令・告示の整備について（社会的養護関連部分）

I 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うもの。（平成21年4月1日施行分）

II 改正概要

(1) 里親制度の改正

A 里親の認定登録等について

【児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）の一部改正】

児童福祉法

第三十四条の十五 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一・二 (略)

三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 (略)

② (略)

<内容>

児童福祉法第三十四条の十五は、養育里親の欠格要件を定めたものである。このうち、罰金の刑に処せられた場合に養育里親の欠格要件に該当する法律を、以下のとおり定める。（児童福祉法施行令第34条関係）

- ① 社会福祉法
- ② 児童扶養手当法
- ③ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- ④ 児童手当法

○ 里親の認定登録等を児童福祉法施行規則に規定することに伴い、里親の認定等に関する省令は廃止する。

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第6条の3 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののう

ち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として
相当と認めるものをいう。

② (略)

<内容>

- 里親が養育する要保護児童の人数は4人以下とする。
- 養子縁組によって養親となることを希望するものその他のこれに類する者として
厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。
 - ① 養子縁組によって養親となることを希望する者
 - ② 要保護児童の三親等以内の親族であって、要保護児童の両親その他要保護児童を
現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となったことにより、これら
の者による養育が期待できない要保護児童を養育することを希望する者

児童福祉法

第6条の3 (略)

- ② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要
保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めると
ころにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者
であって、第三十四条の十四に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

<内容>

- 厚生労働省令で定めるところにより行う研修（養育里親研修）は、厚生労働省大
臣の定める基準（告示。別紙1参照）を満たす課程により行うこととする。
- 厚生労働省令で定める要件（養育里親の要件）を満たす者は、経済的に困窮して
いない者であって、養育里親研修を修了したものとす。

児童福祉法施行令

第35条 この政令で定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項は、厚生労働
省令でこれを定める。

(専門里親について必要な要件などを定める。)

<内容>

- 1 専門里親とは、2に掲げる要件に該当する養育里親であって、次の①から③までの
いずれかに該当する要保護児童のうち、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置
市の市長を含む。以下「(6) 里親関係」において同じ。(※)）がその養育に関し特
に支援が必要と認めた者を養育するものとして養育里親名簿に登録されたものをい
う。
- ① 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第二条に規定する児
童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童
 - ② 非行等の問題を有する児童

③ 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

(※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

2 専門里親は、以下の①から③までの要件に該当する者とする。

① 以下のイからハまでのいずれかに該当すること。

イ 養育里親として三年以上の要保護児童の養育の経験を有する者。

ロ 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者。

ハ 都道府県知事がイ又はロに該当する者と同様以上の能力を有すると認めた者。

② 専門里親研修（専門里親となることを希望する者が必要な知識及び経験を修得するために受けるべき研修であって、厚生労働大臣が定めるもの（告示。別紙2参照）の課程を修了していること。

③ 委託児童の養育に専念できること。

(※) ただし、①イについては、施行日前における里親としての経験を含むものとする。

児童福祉法

第34条の14 都道府県知事は、第27条第1項第3号の規定により児童を委託するため、厚生労働省令で定めるところにより、養育里親名簿を作成しておかなければならない。

第34条の16 この法律に定めるもののほか、養育里親名簿の登録のための手続その他養育里親に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

<内容>

1 養育里親名簿の登録事項は以下のとおりとする。

① 登録番号及び登録年月日

② 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態

③ 同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態

④ 養育里親研修を修了した年月日

⑤ 一年以内の期間を定めて要保護児童の委託をされることを希望する場合にはその旨

⑥ 専門里親の場合にはその旨

⑦ その他都道府県知事が必要と認める事項

2 養育里親登録希望者の申請書類等

○ 養育里親希望者が提出する申請書に記載する事項は、以下のとおりとする。

① 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態

② 同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態

③ 養育里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日

④ 養育里親になることを希望する理由

⑤ 一年以内の期間を定めて要保護児童の委託をされることを希望する場合にはその旨

⑥ 従前に里親（施行日前における里親を含む。）であったことがある者はその旨

及び当該登録等が他の都道府県におけるものであった場合には当該都道府県名

⑦ その他都道府県知事が必要と認める事項

○ 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

① 申請者及びその同居人の履歴書

② 申請者の居住する家屋の平面図

③ 養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

④ 法34条の15に規定する養育里親の欠格事由に該当しないことを証する書類

⑤ その他都道府県知事が必要と認める書類

3 養育里親のうち、専門里親となることを希望する者の提出する申請書類

○ 専門里親を希望する者が提出する申請書に記載する事項は、2に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

① 専門里親の要件の①のイからハまでのいずれか及び③の要件に該当する事実

② 専門里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日

○ 専門里親となることを希望する者の申請書は、養育里親登録希望者が申請書に添付する書類の他に、次に掲げる書類を添えなければならない。

① 専門里親の要件の①のイからハのいずれかの要件に該当することを証する書類

② 専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

4 申請書の受理及び登録の決定

○ 都道府県知事は、申請書を受理したときは、養育里親の要件（専門里親については、専門里親の要件）に該当することその他要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることを調査して、速やかに、養育里親名簿に登録し、又はしないこと（専門里親については、専門里親として登録すること又はしないこと）の決定を行わなければならない。

○ 都道府県知事は、決定を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該養育里親希望者に通知しなければならない。

5 変更等の届出

○ 養育里親が次の①から④までに規定する場合のいずれかに該当することとなったときには、①から④までに規定する者は、その日（①の場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を養育里親登録をしている都道府県知事又は当該各号に規定する者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

① 死亡した場合 その相続人

② 法第34条の15第1号に該当するに至った場合 その後見人又は保佐人

③ 法第34条の15第2号から第4号までに該当するに至った場合 本人

④ 「経済的に困窮していない者であつて、養育里親研修を修了したもの」とする要件に該当しなくなった場合 本人

○ 養育里親は、養育里親名簿に記載されている事項について変更が生じたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならない。

6 登録の消除等

- 都道府県知事は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録を消除しなければならない。
 - ① 本人から登録の消除の申し出があった場合
 - ② 5により、5の①から④までに規定する場合のいずれかに該当する旨の届出があった場合
 - ③ 5による届出がなくて5の①から④までに規定する場合のいずれかに該当する事実が判明した場合
 - ④ 不正の手段により養育里親名簿への登録を受けた場合
- 都道府県知事は、次の①②のいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録を消除することができる。
 - ① 養育里親が法第45条第2項又は第48条の規定に違反した場合
 - ② 養育里親が法第46条第1項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
- 都道府県知事は、専門里親として登録を受けていた者が専門里親の要件に該当しなくなったときは、専門里親である旨の記載を消除しなければならない。

7 養育里親名簿の有効期間等

- 養育里親名簿の登録の有効期間（以下「有効期間」という。）は、5年とする。ただし、専門里親としての登録の有効期間については、2年とする。
- 養育里親名簿の登録は、養育里親の申請により更新し、登録の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働大臣が定める基準（告示。別紙3参照）に従い行う研修（以下「更新研修」という。）を受けなければならない。
- 養育里親名簿の登録の更新の申請が行われた場合に、有効期間の満了の日までに都道府県知事が更新研修を実施しないとき又は実施しているが全ての課程が修了していないときは、従前の登録は、有効期間の満了後も都道府県知事が研修を実施し、その研修が修了するまでの間は、なおその効力を有する。研修の修了により、登録の更新がされたときは、更新後の登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

8 養子縁組によって養親となることを希望する者等に関する認定等について

- 要保護児童について、養子縁組によって養親となることを希望する者等に係る認定等については、養育里親の認定等に準じて、都道府県知事が行うものとする。

9 経過措置

- 施行日（平成21年4月1日）までの間に、養子縁組によって養親となることを希望する里親となることを希望する旨を記載した申請書を都道府県知事に提出した者については、施行日以降、養育里親とみなす規定は適用しないものとする。
- 施行日において現に登録を受けている専門里親は、改正後の専門里親とみなす。
- 施行日において、現に里親が養育している委託児童の人数が4人を超えている場合には、当該委託児童の人数が4人以下となるまでの間は、現に委託している委託児童の人数を養育できるものとする。

【里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）の一部改正】

児童福祉法施行令

第35条 この政令で定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

（里親制度の見直し、小規模住居型児童養育事業の創設等に伴い、規定の見直しを行う。）

<内容>

1 職業指導里親及び短期里親の廃止

職業指導里親及び短期里親の廃止に伴い、関係規定を削除する。

2 里親支援機関の創設に伴う改正

里親支援機関の創設に伴い、関係規定を整備する。

3 里親が同時に養育する委託人数に関する改正

○ 里親が同時に養育する委託児童及び委託児童以外の児童の人数の合計は6人を超えることができないとされていたところ、小規模住居型児童養育事業の創設に伴い、委託児童については、4人までに改正する（委託児童及び委託児童以外の児童の人数の合計については従来通り）。

○ 専門里親が同時に養育する委託児童の人数は、2人を超えることができないとこととしていたところ、次の①から③までのいずれかに該当する委託児童について、2人までとし、その他の児童も含めて同時に委託できる人数は、4人までとする。

① 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童

② 非行等の問題を有する児童

③ 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

○ 施行日（平成21年4月1日）において現に委託児童を養育している里親は、現に養育している委託児童については、4人を超える委託児童を養育することができる。

B 里親支援機関について

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一・二 （略）

イ～ホ （略）

へ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

②・③ （略）

④ 都道府県知事は、第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の全部又は一部を厚生

労働省令で定める者に委託することができる。

⑤ (略)

<内容>

- 法第11条第4項に規定する厚生労働省令で定める者（里親支援機関）は、都道府県知事が同条第1項第2号へに掲げる業務を適切に行うことができる者と認めた者とする。

(2) 小規模住居型児童養育事業の創設（ファミリーホーム）

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第6条の2（略）

②～⑦（略）

- ⑧ この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第27条第1項第3号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他厚生労働省令で定める者（次条第1項に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

<内容>

1 事業の実施のための人員・設備・運営等に関する事項を以下のとおり定める。

(1) 事業基本方針について

(基本方針)

- 小規模住居型児童養育事業は、養育者の住居において、複数の児童が相互の交流を行いつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。

(委託児童を平等に取り扱う原則)

- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の国籍、信条、社会的身分又は入居に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

- 小規模住居型養育事業に従事する養育者及び補助者（家事援助等により養育者を補助する者）（以下「養育者等」という。）は、法第33条の10各号に規定する行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- 小規模住居型児童養育事業に従事する養育者は、委託児童に対し法第47条第2項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の権利擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その養育者等に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(2) 人員について

- 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「小規模住居型児童養育事業所」という。）ごとに3人以上の養育者を置かなければならない。ただし、養育者が1人以上である場合には、補助者をもってその他の養育者に代えることができる。補助者は、2の⑤に該当する者とする。
- 1人以上の養育者が当該住居に生活の本拠をおく専任の養育者でなければならないものとし、うち1人を小規模住居型児童養育事業所の管理者とするものとする。

(3) 設備について

- 小規模住居型児童養育事業所は、委託児童の居室、台所、浴室、洗面所、便所その他委託児童が日常生活を営む上で必要な設備及び食堂等委託児童が相互に交流を図ることができる設備を設ける。
- 小規模住居型児童養育事業所の設備は、養育者等が委託児童に対して適切な養育を行うことができるものであるほか、小規模住居型児童養育事業所の設備の全てが委託児童の適切な養育に資するものであることとする。
- 委託児童の年齢等に応じ男子と女子の居室を別にすることとする。
- 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならない。

(4) 運営について

① 教育

- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならない。

② 衛生管理等

- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

③ 食事

- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、委託児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに委託児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

④ 自立支援計画の遵守

- 小規模住居型児童養育事業者は、児童相談所長があらかじめ当該小規模住居型児童養育事業者並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。

⑤ 秘密保持等

- 小規模住居型児童養育事業の養育者等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童（委託を解除された児童を含む。次項において同じ。）又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

⑥ 記録の整備等

- 小規模住居型児童養育事業所には、養育者等、財産、収支及び委託児童の処

遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

⑦ 苦情への対応等

- 小規模住居型児童養育事業者は、その行った養育に関する委託児童等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 小規模住居型児童養育事業者は、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって、養育者等以外の者を関与させなければならない。
- 小規模住居型養育事業は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

⑧ 都道府県知事の調査

- 小規模住居型児童養育事業者は、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下「(5)小規模住居型児童養育事業関係」において同じ。(※)）からの求めに応じて、委託児童の状況について、定期的に都道府県知事の調査を受けなければならない。
- (※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

⑨ 支援体制の確保

- 小規模住居型児童養育事業者は、緊急時の対応などを含め、委託児童の状況に応じた適切な養育を行うことができるよう、児童の通学する学校、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

⑩ 管理者の責務

- 小規模住居型児童養育事業所の管理者は、養育者等並びに業務の管理及びその他の管理を一元的に行わなければならない。
- 小規模住居型児童養育事業所の管理者は、養育者等にこの省令で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

⑪ 運営規程

- 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業所ごとに、次に掲げる事業運営の重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
 - イ 事業の目的及び運営の方針
 - ロ 養育者等の職種、員数及び職務の内容
 - ハ 入居定員
 - ニ 養育の内容
 - ホ 緊急時等における対応方法
 - ヘ 非常災害対策
 - ト 委託児童の権利擁護、虐待の防止等を図るために必要な事項
 - チ 外部評価の実施状況等養育の質の向上のために図る措置の内容
 - リ その他運営に関する重要事項

⑫ 勤務体制の確保

- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、適切な養育を実施できるよう、小規模住居型児童養育事業所ごとに、養育者等の勤務の体制を定めてお

かなければならない。

⑬ 定員の遵守

- 小規模住居型児童養育事業所の入居定員は、5人又は6人とする。
- 小規模住居型児童養育事業者は、入居定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑭ 非常災害対策

- 小規模住居型児童養育事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練を行うように努めなければならない。

2 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者その他厚生労働省令で定める者は、以下の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者とする。

- ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者
- ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者
- ③ 3年以上児童福祉事業に従事した者
- ④ 上記に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑤ 児童福祉法第34条の15第1項各号に該当しない者

(※) ただし、①②については、施行日前における里親としての経験を含むものとする。

児童福祉法

第34条の3 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行うことができる。

②・③ (略)

<内容>

- 小規模住居型児童養育事業者が事業を開始する際の届出事項、事業を休廃止する場合の届出事項は、児童自立生活援助事業と同様の事項とする。(以下のとおり)

<参考>届出事項

(事業開始の際の届出事項)

- 事業を開始するには、以下の事項を届出する。
 - ・ 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - ・ 条例、定款その他の基本約款
 - ・ 運営規程
 - ・ 主な職員の氏名及び経歴
 - ・ 当該事業の用に供する施設の名称
 - ・ 事業開始の予定年月日
- 届出の際には、収支予算書及び事業計画書を定収しなければならない。ただし、インター

ネットで都道府県知事が閲覧できる場合には、この限りではない。

(休廃止の際の届出事項)

- 休止又は廃止しようとする場合には、以下の事項を届出する。
 - ・ 廃止又は休止しようとする年月日
 - ・ 廃止又は休止の理由
 - ・ 現に便宜を受け又は入居している者に対する措置
 - ・ 休止しようとする場合にあっては、休止の期間

【公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令の一部改正】

- 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）について、事業を実施する場所の確保を容易にし、事業の普及促進を図るため、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により都道府県等から委託を受けた者について、小規模住居型児童養育事業を公営住宅法第四十五項第一項の規定に基づき公営住宅を使用することを可能とする。

【地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正】

- 児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により都道府県等から委託を受けた者について、小規模住居型児童養育事業の用に供する固定資産及び不動産に係る固定資産税及び不動産取得税は非課税とする。

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第25条の2 (略)

②～⑤ (略)

⑥ 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

<内容>

要保護児童対策調整機関は、法第25条の2第6項の規定に基づき、職員の能力の向上のための研修の機会の確保に努めるとともに、同条第5項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次のいずれかに該当する者を置くように努めなければならない。

- 一 保健師
- 二 助産師
- 三 看護師
- 四 保育士
- 五 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
- 六 児童福祉施設最低基準第21条第3項に規定する児童指導員

(4) 家庭支援機能の強化

① 児童家庭支援センター関係

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件を削除したことに伴う改正を行う。

<内容>

○ 児童家庭支援センターは乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に附置することとされていたところ、附置要件が削除されたことに伴い、当該規定を削除する。

② 児童相談所長又は都道府県の保護者指導関係

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第26条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 （略）

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。

三～七 （略）

2 （略）

第27条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 （略）

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。

三・四 （略）

②～⑥ （略）

<内容>

法第26条第1項第2号の厚生労働省令で定めるものは、次のいずれにも該当する者とする。

- 一 委託に係る業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人であること
- 二 委託に係る指導に従事する者として、次のいずれかに該当する者を有していること
 - ア 法第13条第2項各号のいずれかに該当する者
 - イ 法第12条の3第2項第2号に該当する者
 - ウ 児童相談所長又は都道府県知事がア又はイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(注) 二は、児童福祉司、児童心理司相当の専門性を有する者を定める趣旨である。